

播磨町自治会公民館施設整備事業補助要綱

播磨町自治会公民館施設整備事業補助要綱（平成22年要綱第20号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、自治会が行う自治会公民館の施設整備事業に要する経費について、町が補助することにより、地域活動の拠点整備を促進し、住民の連帯意識の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 本町の地域における自治会組織をいう。
- (2) 自治会公民館 自治会が設置する公民館、公会堂又は集会所をいう。
- (3) 新築 新たに自治会公民館を建築し、若しくは従来の建物施設を全部建て替えること又は建物及び土地を新たに取得することをいう。
- (4) 増改築 既存の自治会公民館の延床面積を変更し、又は自治会公民館の柱、壁、屋根その他の主要な構造部分若しくは電気設備、給配水設備等の建物施設と一体となって効力を果たす設備を取り替え、若しくは取り付けることをいう。
- (5) 修繕 既存の自治会公民館の一部を改善し、又は補修することをいう。

（補助対象）

第3条 この要綱による補助（以下「補助」という。）の対象となる事業は、自治会公民館の新築、増改築及び修繕に係る整備事業（以下「補助対象事業」という。）とし、次に掲げるものを除く。

- (1) 事業経費が一件50万円未満のもの及び建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に適合しない場合
- (2) 備品費及び事務費その他事業の間接的経費

2 前項に規定する事業に係る補助の基準は、補助対象基準表（別表第1）のとおりとする。

（補助金の額）

第4条 前条の規定による補助金（以下「補助金」という。）の額は、補助金交付基準表（別表第2）により予算の範囲内で定める。ただし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

（事前協議）

第5条 補助対象事業を実施しようとする自治会は、自治会公民館施設整備事業計画書（様式第1号）を、当該事業予定年度の前年度の10月末日までに町長に提出しなければならない。ただし、地震、風水害等の自然災害により被災したため、補助対象事業を実施しようとする場合においては、この限りではない。

（事業計画の承認）

第6条 町長は、前条の自治会公民館施設整備事業計画書の提出があった場合において、当該事業計画に係る書類審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助の対象とすることが適当であると認めるときは、事業計画の承認を行い、当該自治会に自治会公民館施設整備事業計画承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の事業計画の承認に当たり、これに必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会は、自治会公民館施設整備事業補助金交付申請書(様式第3号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の契約書及び見積書の写し
- (2) 事業に係る設計図(配置図・平面図・立面図)
- (3) 自治会公民館の用地の所有又は利用に関する書類(敷地の登記簿謄本又は賃貸契約書)
- (4) 収支予算書
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 町長は、前条の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、予算の成立後、補助金の交付の可否を決定し、その旨を自治会公民館施設整備事業補助金交付決定通知書(様式第4号。以下「補助金交付決定通知書」という。)により当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の規定による補助金の交付申請を行った自治会は、前条の規定による補助金交付決定通知書を受けた場合において、補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助対象事業の内容等の変更)

第10条 第8条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた自治会(以下「補助対象自治会」という。)は、補助対象事業の内容等に変更を生じた場合は、速やかに自治会公民館施設整備事業内容変更承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により自治会公民館施設整備事業内容変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を自治会公民館施設整備事業内容変更承認書兼補助金交付決定通知書(様式第6号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の中止又は廃止)

第11条 補助対象自治会は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ自治会公民館施設整備事業中止(廃止)承認申請書(様式第7号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実施状況の報告等)

第12条 町長は、補助金に係る予算の執行の適正を図るため必要があると認めるときは、補助対象事業の実施状況につき補助対象自治会に報告を求め、又は職員に実地調査を行わせ

ることができる。

2 町長は、補助対象自治会が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って事業を実施していないと認めるときは、当該補助対象自治会に対して、必要な指示を行うことができる。

3 補助対象自治会は、災害等やむを得ない事情により、補助対象事業の全部又は一部について、補助金の交付の決定に係る年度内に完了しないと判断するに至ったとき、又はその実施が困難となったときは、速やかに自治会公民館施設整備事業年度内完了等困難状況報告書（様式第8号）を町長に提出し、その指示を受けなければならない。

（実績の報告）

第13条 補助対象自治会は、補助対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、自治会公民館施設整備事業実績報告書（様式第9号。以下「実績報告書」という。）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の確定等）

第14条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自治会公民館施設整備事業補助金確定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の審査に当たり、必要があるときは、補助対象事業を実施した自治会公民館について検査を行うことができるものとする。

3 町長は、第1項の規定による審査をした結果、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件等に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を取ることを申請者に命ずることができるものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助対象自治会は、補助金の交付を受けようとするときは、自治会公民館施設整備事業補助金請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

（1）自治会公民館施設整備事業収支精算書（様式第12号）

（2）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第16条 町長は、前条の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付の決定の取消し及び返還）

第17条 町長は、補助対象自治会が次のいずれかに該当するときは、当該自治会に対する補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1）補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他この要綱又はこの要綱に基づく町長の処分に違反したとき。

（2）補助金を目的外の用途に使用したとき。

2 補助金の返還については、町長が指定した期日までとする。

(延滞金)

第18条 補助対象自治会は、前条の規定により補助金の返還を命じられた場合において、当該補助金を納期限までに納付しなかったときは、播磨町延滞金徴収条例（昭和40年条例第18号）第2条及び第3条の規定に基づく延滞金を町長に納付しなければならない。

(補助金の経理)

第19条 補助対象自治会は、補助対象事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象自治会は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに事業完了年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(使用継続の義務)

第20条 補助金の交付を受けて建築した自治会公民館は、当該補助金の交付の日から起算して新築にあつては20年間、増改築又は修繕にあつては10年間町長の承諾を受けないでその使用を廃止し、又はその目的を変更してはならない。

(適用除外)

第21条 補助金の交付を受けた自治会は、当該補助を受けた日から起算して新築にあつては20年以内、増改築又は修繕にあつては10年以内に補助の対象となる事業を行う場合は、この要綱の規定は適用しない。ただし、次に掲げる理由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 災害等により既設の自治会公民館が使用できなくなったとき。
- (2) やむを得ない事情により、新築、増改築等を必要とするとき。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年10月31日までの間における第5条の規定の適用については、「前年度の10月末日まで」とあるのは、「平成31年10月末日まで」とする。

別表第1（第3条関係）

補助対象基準表

区分	補助対象
新築、増改築事業	(1) 主体工事費 基礎、軸組、床組、小屋根、壁体、屋上、屋根、天井、階段及び諸 仕上工事 (2) 付帯工事費 電気工事、給配水工事、ガス工事、冷暖房、防火・消火工事、衛生

	工事 (3) 雑工事費 電話工事、室内外放送設備工事、テレビ工事
修繕事業	(1) 畳、床、敷物、建具、壁、天井、衛生設備、流し台等の破損復旧又は模様替え (2) 冷暖房工事 (機器取得を含む。) (3) 水洗便所改造工事 (4) 解体工事及び諸経費
用地費	土地の取得及び造成

別表第2 (第4条関係)

補助金交付基準表

区分	補助率	補助限度額
建物 (新築)、土地 (取得)	補助対象経費の 1 / 3	1,000万円以内
建物 (増改築、修繕)	補助対象経費の 1 / 3	300万円以内